

札幌業第1号
令和5年(2023年)4月3日

診療・検査医療機関等 管理者 様

札幌市保健所長 山口 亮

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に向けた 準備期間における入院調整について

日頃から、新型コロナウイルス感染症に対する医療の提供等、札幌市の保健医療行政の推進に特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることとなっております。それに伴い、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行するとの方針が国から示されております。

その中で、入院調整については、5月8日の位置付け変更を待たずに、医療機関による入院調整の取組を積極的に進めることとされております。

この方針を踏まえ、本市では位置付け変更に向けた準備期間(令和5年4月5日から5月7日まで)の入院調整について、下記のとおり対応することとしましたので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 4月5日から5月7日までの入院調整について

この期間は、現行の保健所による入院調整を基本としつつ、医療機関間で入院調整を行っていただくことも可能といたします。

各医療機関におかれましては、可能な範囲で御検討いただきますようお願いいたします。

医療機関間で入院調整を行った場合は、保健所への入院調整結果の報告は不要です(発生届は、入院を要すると診断した医療機関において、HER-SYSへの入力又はFAXにて御提出いただく必要があります)。

なお、医療機関間で入院調整を行ったが、医療機関や入居施設、患者様の御家族等

による移動手段の確保が困難な場合は、御依頼により保健所において搬送車両を手配します。この場合、搬送車両の調整に時間を要すること、御依頼の時間等によっては当日の搬送が困難であることを御承知おきください。

医療機関間での入院調整が困難な場合は、下記連絡先へ御連絡ください。

2 上記1の期間における情報共有について

4月5日から、医療機関間でスムーズに入院調整を行うことができるよう、各重点医療機関の当日の受入れ可能病床数を、毎日午前10時に札幌市公式ホームページの下記URLにおいて掲載します。医療機関間で入院調整を行う際の留意点も記載しておりますので参考にしてください。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/nyuuinntyousei/nyuuinntyousei.html>

※ 飽くまで医療機関向けの情報ですので、患者様に伝えることがないようお願いいたします。



なお、受入れ可能病床数については、各重点医療機関が当日午前9時までに保健所との共有ツール「CovidChaser」に入力した情報を元に掲載します。

重点医療機関の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、これまで同様、毎日午前9時までのCovidChaserへの入力について、改めてよろしくお願い申し上げます。

3 5月8日以降の入院調整について

5類感染症への移行後については、医療機関間での入院調整や患者搬送が基本となるため、保健所主導から各医療機関が主体的に行う入院調整に段階的に移行していくこととなります。

具体的な移行方法については、国等の方針も踏まえ、詳細が決まりましたら御連絡いたします。

【入院や搬送調整の連絡先】

札幌市保健所医療対策室業務調整課
患者対応・入院調整担当（入院調整チーム）
電話：633-0732（受付時間8：45～17：15）

※ 御連絡時間が遅くなると、当日の調整が困難となるため、早めの御連絡をお願いいたします。